

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年 1月15日
【会社名】	日本ロングライフ株式会社
【英訳名】	JAPAN LONGLIFE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤正一
【本店の所在の場所】	大阪市北区中崎西二丁目 4番12号梅田センタービル25階
【電話番号】	(06) 6373-9191
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 瀧村明泰
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中崎西二丁目 4番12号梅田センタービル25階
【電話番号】	(06) 6373-9191
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 瀧村明泰
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

## 1【提出理由】

当社は、平成19年12月14日に金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を、平成19年12月25日に金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今般、平成20年1月15日の取締役会において、ロングライフ分割準備株式会社との吸収分割契約第4条の一部変更を決議し、同社と合意いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(イ)ホーム介護事業のロングライフ分割準備株式会社への吸収分割

3. 当該吸収分割の方法および吸収分割に係る割当の内容その他の吸収分割契約の内容

(4) 吸収分割契約の内容

(訂正前)

当社とロングライフ分割準備株式会社が平成19年12月25日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

### 吸収分割契約書

日本ロングライフ株式会社（以下、「甲」という。）とロングライフ分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙明細①記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙明細②ないし④記載の権利義務を承継させる。

#### 第2条（分割当事者）

吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

- (1) 甲（吸収分割会社） 商号：日本ロングライフ株式会社（平成20年5月1日付で「ロングライフホールディング株式会社」に変更予定。）  
住所：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
- (2) 乙（吸収分割承継会社） 商号：ロングライフ分割準備株式会社（平成20年5月1日付で「日本ロングライフ株式会社」に変更予定。）  
住所：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階

#### 第3条（分割に際して発行する株式）

乙は、分割に際して、株式を新たに発行しない。

#### 第4条（分割により増加すべき資本金および資本剰余金）

吸収分割により増加する乙の資本金および資本剰余金の額は次のとおりとする。但し、吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産および債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 90,000,000円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金

会社計算規則第63条に規定する株主払込資本変動額から、(1) および(2) の金額を減じて得た額

#### 第5条（分割交付金）

乙は、吸収分割に際して、分割交付金を支払わないものとする。

#### 第6条（分割承認総会）

甲は、平成20年1月30日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。なお、会社法第796条第1項の略式分割に該当するため、乙の株主総会の承認は要しないものとする。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

#### 第7条（効力発生日）

効力発生日は、平成20年5月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

#### 第8条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（権利義務の承継）

1. 乙は、平成19年10月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した別紙明細②記載の本件事業に属する資産および債務を効力発生日において甲より承継する。
2. 乙は、効力発生日において別紙明細③記載の本件事業に属する契約を甲より承継する。
3. 乙は、効力発生日において別紙明細④記載の雇用契約を甲より承継する。
4. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。

#### 第10条（競業避止義務）

甲は、吸収分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

#### 第11条（分割に際して就任する役員）

吸収分割に際して新たに乙の役員に就任する者は、ないものとする。

#### 第12条（分割前に就任した乙の役員の任期）

乙の役員であって吸収分割前に就任した者の任期は、吸収分割がない場合に在任すべき時までとする。

#### 第13条（会社分割の条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第14条（契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲の株主総会の承認、もしくは法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったとき、または甲およびエルケア株式会社が本日付で締結する甲の在宅介護事業に関する吸収分割契約がその効力を失ったときは、その効力を失う。

#### 第15条（協議）

吸収分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

平成19年12月25日

- (甲) 大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
梅田センタービル25階  
日本ロングライフ株式会社  
代表取締役社長 遠藤 正一
- (乙) 大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
梅田センタービル25階  
ロングライフ分割準備株式会社  
代表取締役社長 小嶋 ひろみ

## 別紙明細

### ① 乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、在宅介護事業を除く、ホーム介護事業、公益事業受託運営および福祉教育事業その他これらに関連する事業

### ② 乙が承継する資産および債務

#### 1. 資産

本件分割に際して、乙が甲から承継する資産は、平成19年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加味した本件事業に属する現金、預貯金、売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、有形固定資産、無形固定資産、差入保証金等とする。

#### 2. 債務

本件分割に際して、乙が甲から承継する負債は、平成19年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加味した本件事業に属する買掛金、未払金、借入金、社債、前受金、未払費用、施設前受金、契約解除引当金、ホーム介護アフターコスト引当金、承継する従業員に対する賞与引当金、退職給付引当金等とする。

### ③ 乙が承継する契約

本件事業に関して甲が乙を除く第三者と締結した入居契約、賃貸借契約、金銭消費貸借契約、リース契約、業務委託契約その他本件事業にかかわる一切の契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

### ④ 乙が承継する雇用契約等

1. 本件事業に主として従事する甲の従業員（出向者、パートおよびアルバイトを含む。）に係る雇用契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。
2. 甲とUIゼンセン同盟クラフトユニオン日本ロングライフ分会との間で乙に承継させることを別途合意した甲とUIゼンセン同盟クラフトユニオン日本ロングライフ分会間の労働協約。但し、前項記載の従業員を対象としていないものを除く。

(訂正後)

当社とロングライフ分割準備株式会社が平成19年12月25日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

## 吸収分割契約書

日本ロングライフ株式会社（以下、「甲」という。）とロングライフ分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（会社分割の方法）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、乙に対して、別紙明細①記載の甲の事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する別紙明細②ないし④記載の権利義務を承継させる。

### 第2条（分割当事者）

吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

- (1) 甲（吸収分割会社） 商号：日本ロングライフ株式会社（平成20年5月1日付で「ロングライフホールディング株式会社」に変更予定。）  
住所：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
- (2) 乙（吸収分割承継会社） 商号：ロングライフ分割準備株式会社（平成20年5月1日付で「日本ロングライフ株式会社」に変更予定。）  
住所：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階

### 第3条（分割に際して発行する株式）

乙は、分割に際して、株式を新たに発行しない。

### 第4条（分割により増加すべき資本金および資本剰余金）

吸収分割により増加する乙の資本金および資本剰余金の額は次のとおりとする。但し、吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業に係る資産および債務の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金

会社計算規則第63条に規定する株主払込資本変動額から、(1) および(2) の金額を減じて得た額

### 第5条（分割交付金）

乙は、吸収分割に際して、分割交付金を支払わないものとする。

### 第6条（分割承認総会）

甲は、平成20年1月30日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認および吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。なお、会社法第796条第1項の略式分割に該当するため、乙の株主総会の承認は要しないものとする。但し、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

### 第7条（効力発生日）

効力発生日は、平成20年5月1日とする。但し、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、変更することができる。

#### 第8条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業の業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（権利義務の承継）

1. 乙は、平成19年10月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した別紙明細②記載の本件事業に属する資産および債務を効力発生日において甲より承継する。
2. 乙は、効力発生日において別紙明細③記載の本件事業に属する契約を甲より承継する。
3. 乙は、効力発生日において別紙明細④記載の雇用契約を甲より承継する。
4. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。

#### 第10条（競業避止義務）

甲は、吸収分割の対象となった本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

#### 第11条（分割に際して就任する役員）

吸収分割に際して新たに乙の役員に就任する者は、ないものとする。

#### 第12条（分割前に就任した乙の役員の任期）

乙の役員であって吸収分割前に就任した者の任期は、吸収分割がない場合に在任すべき時までとする。

#### 第13条（会社分割の条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙または本件事業の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第14条（契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲の株主総会の承認、もしくは法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったとき、または甲およびエルケア株式会社が本日付で締結する甲の在宅介護事業に関する吸収分割契約がその効力を失ったときは、その効力を失う。

#### 第15条（協議）

吸収分割について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

平成19年12月25日

- (甲) 大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
梅田センタービル25階  
日本ロングライフ株式会社  
代表取締役社長 遠藤 正一
- (乙) 大阪市北区中崎西二丁目4番12号  
梅田センタービル25階  
ロングライフ分割準備株式会社  
代表取締役社長 小嶋 ひろみ



## 別紙明細

### ① 乙が承継する本件事業

甲の事業のうち、在宅介護事業を除く、ホーム介護事業、公益事業受託運営および福祉教育事業その他これらに関連する事業

### ② 乙が承継する資産および債務

#### 1. 資産

本件分割に際して、乙が甲から承継する資産は、平成19年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加味した本件事業に属する現金、預貯金、売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、有形固定資産、無形固定資産、差入保証金等とする。

#### 2. 債務

本件分割に際して、乙が甲から承継する負債は、平成19年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加味した本件事業に属する買掛金、未払金、借入金、社債、前受金、未払費用、施設前受金、契約解除引当金、ホーム介護アフターコスト引当金、承継する従業員に対する賞与引当金、退職給付引当金等とする。

### ③ 乙が承継する契約

本件事業に関して甲が乙を除く第三者と締結した入居契約、賃貸借契約、金銭消費貸借契約、リース契約、業務委託契約その他本件事業にかかわる一切の契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

### ④ 乙が承継する雇用契約等

1. 本件事業に主として従事する甲の従業員（出向者、パートおよびアルバイトを含む。）に係る雇用契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。
2. 甲とUIゼンセン同盟クラフトユニオン日本ロングライフ分会との間で乙に承継させることを別途合意した甲とUIゼンセン同盟クラフトユニオン日本ロングライフ分会間の労働協約。但し、前項記載の従業員を対象としていないものを除く。

4. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社の概要

(訂正前)

商号	日本ロングライフ株式会社 (平成20年5月1日付でロングライフ分割準備株式会社より商号変更予定)
本店所在地	大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
代表者の氏名	代表取締役社長 小嶋 ひろみ
資本金の額	<u>100,000千円</u>
純資産	1,010,674千円 (見込)
総資産	6,410,282千円 (見込)
事業の内容	有料老人ホーム・グループホームの運営、福祉教育事業

(訂正後)

商号	日本ロングライフ株式会社 (平成20年5月1日付でロングライフ分割準備株式会社より商号変更予定)
本店所在地	大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
代表者の氏名	代表取締役社長 小嶋 ひろみ
資本金の額	<u>10,000千円</u>
純資産	1,010,674千円 (見込)
総資産	6,410,282千円 (見込)
事業の内容	有料老人ホーム・グループホームの運営、福祉教育事業